

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置用機器冷却水系の冷却塔（A系）用補給水バイパス配管に破損が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	活性炭ホールドアップ装置用機器冷却水系の冷却塔（A系）用散水ポンプ（A-A）の入口圧力指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置用機器冷却水系の冷却塔（A系）用排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
4	2号機	給復水系注入用酸素ガスボンベ保管室の計器収納ボックスに腐食が認められたため、当該部を修理	対象外	
5	3号機	給水制御系給水・再循環流量制御盤に待機中の電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）流量調整用制御回路（C系）の異常を示す警報が発生したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
6	4号機	原子炉再循環系ポンプ（A）入口弁駆動部の点検において、電源ケーブルの被覆に損傷（凹み）が認められたため、対応検討	GⅢ	
7	4号機	第2給水加熱器（C）ドレンレベルスイッチ取出し弁に閉動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	5号機	第2給水加熱器（B）ドレン排出弁の点検において、弁体に浸食が認められたため、当該弁体を交換	GⅢ	
9	5号機	放射線管理区域内作業に従事していた協力企業作業員に警報付個人線量計の一時不携帯が確認されたため、同作業員の線量を評価（線量なし）及び対応検討	GⅡ	
10	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用温水循環ポンプの試運転において、同ポンプが過負荷により自動停止したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
11	5号機	定期事業者検査「中央制御室非常用循環系機能検査（運1）」実施時、中央制御室空調機フィルタ装置出口ダンパが全開したが、開閉表示灯用リミットスイッチの動作不良により表示灯の点灯不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	GⅢ	
12	5号機	原子炉再循環系ポンプ（B）の試運転において、同系電動機・発電機セット（B）用界磁しゃ断器の投入動作不良が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
13	集中環境施設	鋼板切断機の年次点検において、非常停止用押しボタンスイッチに破損が認められたため、当該ボタンスイッチを修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備用集合コンベアの潤滑油補給器に詰まりが認められたため、当該潤滑油補給器を点検・清掃	G III	
15	その他	一次水処理設備原水ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、回転子シャフト（負荷側）の軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	